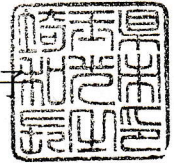


和 情 第 1 6 号
令和 4 年 6 月 3 0 日

和光市個人情報保護審議会
会 長 森山 裕紀子 様

和光市長 柴崎 光子



個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う和光市の個人情報保護制度の見直しについて（諮問）

和光市個人情報保護条例第 3 5 条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1 諮問の目的・趣旨

本市では、和光市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 49 号。以下「条例」という。）に基づき、市の保有する個人情報について取り扱っていますが、令和 3 年 5 月に個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）が改正されたことに伴い、従来、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体についてそれぞれ分かれていた規律が統合され、法に基づく全国共通ルールにより個人情報を取り扱うことになりました。

この改正に伴い、令和 5 年 4 月からは、本市においても法が直接適用されることとなりますが、一部条例に委任された事項等について、法の施行条例を制定するなど、個人情報保護制度の見直しを行う必要があります。

つきましては、法改正に向けた本市の個人情報保護制度の見直しの方向性について、審議をいただきたく諮問するものです。

2 諮問事項

(1) 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う和光市の個人情報保護制度の見直しについて

ア 法において条例で定めることが想定され、委任規定が設けられている事項について

イ 法において条例に定めることが許容されている事項について

(2) その他審議が必要な事項